

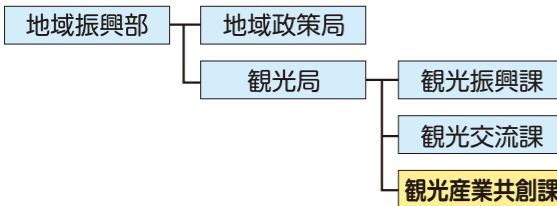
令和8年度 主な組織改正

問:人事課 ☎073-441-2130 FAX073-422-9312

新たな政策展開や業務効率化のため、4月1日付けで次の組織改正を行いました。

①新しい産業の誘致・振興に向けた体制強化

- 民間企業等と協働して持続可能な観光地づくりなどに取り組む「観光産業共創課」を新設



- 成長産業推進課を再編し「宇宙産業班」と「エネルギー政策班」を設置

- 港湾空港振興課を再編し「空港振興班」と「港湾振興班」を設置

②技術職員の育成・サポート体制強化

- 検査・技術支援課に「技術支援班」を新設

③簡素で効率的な組織体制づくり

- 企画課データ活用推進班と調査統計課分析班を統合し、「データサイエンス推進班」として調査統計課に新設

他にも改正があります。詳しくはWEBサイトをご覧ください。



フードバンク・フードドライブをご存じですか？

問:循環型社会推進課 ☎073-441-2675 FAX073-441-2685

食品ロス削減に向けた取組の一環として、フードバンクやフードドライブが注目されています。

県内では、さまざまな団体や店舗でフードバンク・フードドライブの活動が実施されています。ご家庭に余っている食品があれば、ぜひお近くの窓口にご提供いただけますよう、お願いします。



県内の窓口一覧



フードドライブで集まった食品



SNS型投資・ロマンス詐欺や特殊詐欺にご注意！

二セ警察官詐欺や架空料金請求詐欺等の特殊詐欺の他、インターネットなどを通じて知り合った人から「投資」を勧められ、高額のお金をだまし取られる詐欺が多発しています！

「必ず儲かる」「簡単に稼げる」と利益を誇張した投資広告や、実際に会ったことのない人からお金の話や投資への誘導があった際には要注意です!!

少しでも怪しいと感じたら、
和歌山県警察特殊詐欺
被害防止専用フリーダイヤル

ちょっと確認電話
これは わなや
0120-508-878

へ相談しましょう。

問:県警本部生活安全企画課
☎073-423-0110



児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの 手当額が変わります

	3月分まで[月額](円)	4月分から[月額](円)
児童扶養手当<本体額>		
全部支給の場合	46,690	48,050
一部支給の場合	46,680~11,010	48,040~11,340
児童扶養手当<第2子以降加算額>		
全部支給の場合	11,030	11,350
一部支給の場合	11,020~5,520	11,340~5,680
特別児童扶養手当		
1級	56,800	58,450
2級	37,830	38,930
障害児福祉手当	16,100	16,560
特別障害者手当	29,590	30,450
経過的福祉手当	16,100	16,560

問:[児童扶養手当]

多様な生き方支援課 ☎073-441-2493 FAX073-441-2501

[児童扶養手当以外の手当]

障害福祉課 ☎073-441-2514 FAX073-432-5567



メジロの捕獲は禁止です

許可なく捕獲や飼育した場合は、法律で罰則を受ける場合があります。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

【捕獲許可】振興局衛生環境課、串本支所保健環境課
【飼養登録】市町村

問:自然環境課

☎073-441-2779 FAX073-433-3590



ひとり親家庭・離婚前後の 方へ

県や市町村では養育費の確保のため、離婚された方や離婚前の方に、次の支援を行います。

- (1)公正証書等作成費用の給付
- (2)養育費保証契約締結費用等の給付
- (3)養育費強制執行費用の給付
- (4)無料の弁護士相談
- (5)公証役場や家庭裁判所への同行

問:(1)~(3)市福祉事務所または振興局健康福祉部

(4)振興局健康福祉部(5)市町村

※収入額や地域によって利用条件が異なる場合あり

各問合せ先はこちら▶



県税の納付をお願いします

税金は納期限までに納めてください。納付が困難な場合は、県税事務所に相談ください。なお、通知書等に印字されているeL-QRを読み取ることでキャッシュレス納付ができます。

主な納期限:自動車税6月1日(月)
個人事業税(前期)8月31日(月)、(後期)11月30日(月)

問:各県税事務所



人権連載
このころの
気づき

発達障害のある人の
人権について

発達障害は、広汎性発達障害や注意欠如・多動性障害など、脳の働きに特有の偏りがあることに関係する障害です。

問:障害福祉課
☎073-441-2553
FAX073-432-5567



「コミュニケーションや対人関係を築くことが苦手、興味・関心の偏りがある、注意が持続しにくいなど」発達障害がある人の行動や態度は「自分勝手」や「変わった人」「困った人」と誤解されることも少なくありません。その原因は、本人の努力が足りない訳でもなく、親のしつけや教育の問題でもなく、脳の働きのちがいによると考えられています。

発達障害は一見すると分かりにくいいため、周囲が本人の困りに気づいたり、理解したりすることが難しいこともあり、また、複数の障害が重なって現れることもあり、障害の程度や年齢(発達段階)、生活環境などによっても症状は違ってきます。

その人がどんなことができ、何が苦手なのか、またどんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、一人ひとりの特徴に応じた適切な支援や環境の調整を行うことが大切です。